

尼 国 年 第 2 7 9 0 号

令和 7 年 1 1 月 1 3 日

尼崎市国民健康保険運営協議会

会 長 道 中 隆 様

尼 崎 市 長

松 本



国民健康保険事業について（諮問）

本市の国民健康保険事業につきましては、貴協議会の御意見を尊重し健全運営に鋭意努力しているところでございます。

つきましては、令和 8 年度の事業運営にあたり下記の事項を諮問いたしますので、よろしく御審議を賜り、御答申くださるようお願い申し上げます。

記

○諮問事項

1 子ども・子育て支援納付金に係る尼崎市国民健康保険条例の改正

(1) 保険料の賦課額

子ども・子育て支援納付金賦課額は、所得割額、被保険者均等割額、18 歳以上被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額とする。

(2) 保険料率

子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

ア 所得割

子ども・子育て支援納付金賦課総額の 100 分の 47 に相当する額を、被保険者の基礎控除後の総所得金額等の総額で除して得た数

イ 被保険者均等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の 100 分の 37 に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の見込数で除して得た額

ウ 18 歳以上被保険者均等割額

18歳未満の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額することとなる額の総額を、保険料の賦課期日における18歳以上の被保険者の見込数で除して得た額

エ 世帯別平等割額

子ども・子育て支援納付金賦課総額の100分の16に相当する額を、保険料の賦課期日における被保険者の属する世帯の見込数で除して得た額

(3) 保険料の賦課限度額

子ども・子育て支援納付金の賦課限度額は、国民健康保険法施行令に規定する額とする。

2 施行日

令和8年4月1日

以 上